

大量保有報告書等関係で2件目の課徴金勧告

ウルフパックに課徴金勧告、 潜脱的な大量保有に積極的対応

大量保有報告制度違反の件数に比べて摘発事例が少ないとの批判も多い中、証券取引等監視委員会は6月28日、三ツ星（東証スタンダード市場）株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載を行ったとして、3者に対し課徴金を課すよう内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告した。以前、ウルフパック戦術として問題となった案件だ。証券取引等監視委員会が大量保有報告書等の不提出等で課徴金勧告をしたのは今回で2件目。同委員会では、令和5年1月27日に公表した中期活動方針に沿った対応であるとしている。

証券取引等監視委、中期活動方針に沿った対応

大量保有報告書等は、提出事由が生じた日から5日以内に提出する義務があるが、提出遅延も多いことから、2008年の金融商品取引法の改正により、大量保有報告書等の不提出及び不実記載が課徴金制度の対象となった。ただ、その後も大量保有報告書等の提出遅延は後を絶たず、現在も年間平均で約1,500件が提出遅延となっている。一方、課徴金納

付命令の発出件数は課徴金制度導入以来、わずか8件（表参照）にすぎない。この点、金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」の議論では、違反の件数に比べて課徴金納付命令の発出件数が少なすぎるとの意見を踏まえ、報告書には、「まずは大量保有報告制度違反に対する当局の対応を強化していくことが重要である」と

【表】 大量保有報告書等の不提出等による課徴金納付命令一覧

| 事件名 | 決定年月日 |
|--|-----------|
| シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドに係る大量保有報告書等の不提出、虚偽記載 | 平成23年2月4日 |
| シティグループ・グローバル・マーケット・インクに係る大量保有報告書等の不提出、虚偽記載 | 平成23年2月4日 |
| シティグループ・グローバル・マーケット・フィナンシャル・プロダクツ・エルエルシーに係る変更報告書の不提出 | 平成23年2月4日 |
| シティグループ・ジャパン・ホールディングス(株)に係る変更報告書の不提出 | 平成23年2月4日 |
| モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに係る大量保有報告書等の不提出 | 平成23年8月9日 |
| モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信(株)に係る大量保有報告書等の不提出 | 平成23年8月9日 |
| モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに係る変更報告書の不提出 | 平成23年8月9日 |
| (株)三栄建築設計株式に係る変更報告書の虚偽記載 | 平成26年7月1日 |